

第5章 文化財の保存・活用に必要な事項

1 文化財の保存・活用にに関する基本的な方向

尾道市における文化財の保存・活用にに関する取組方向としては、以下のようなフレームを設定し、それぞれの取組の基本的な方向を明らかにする。

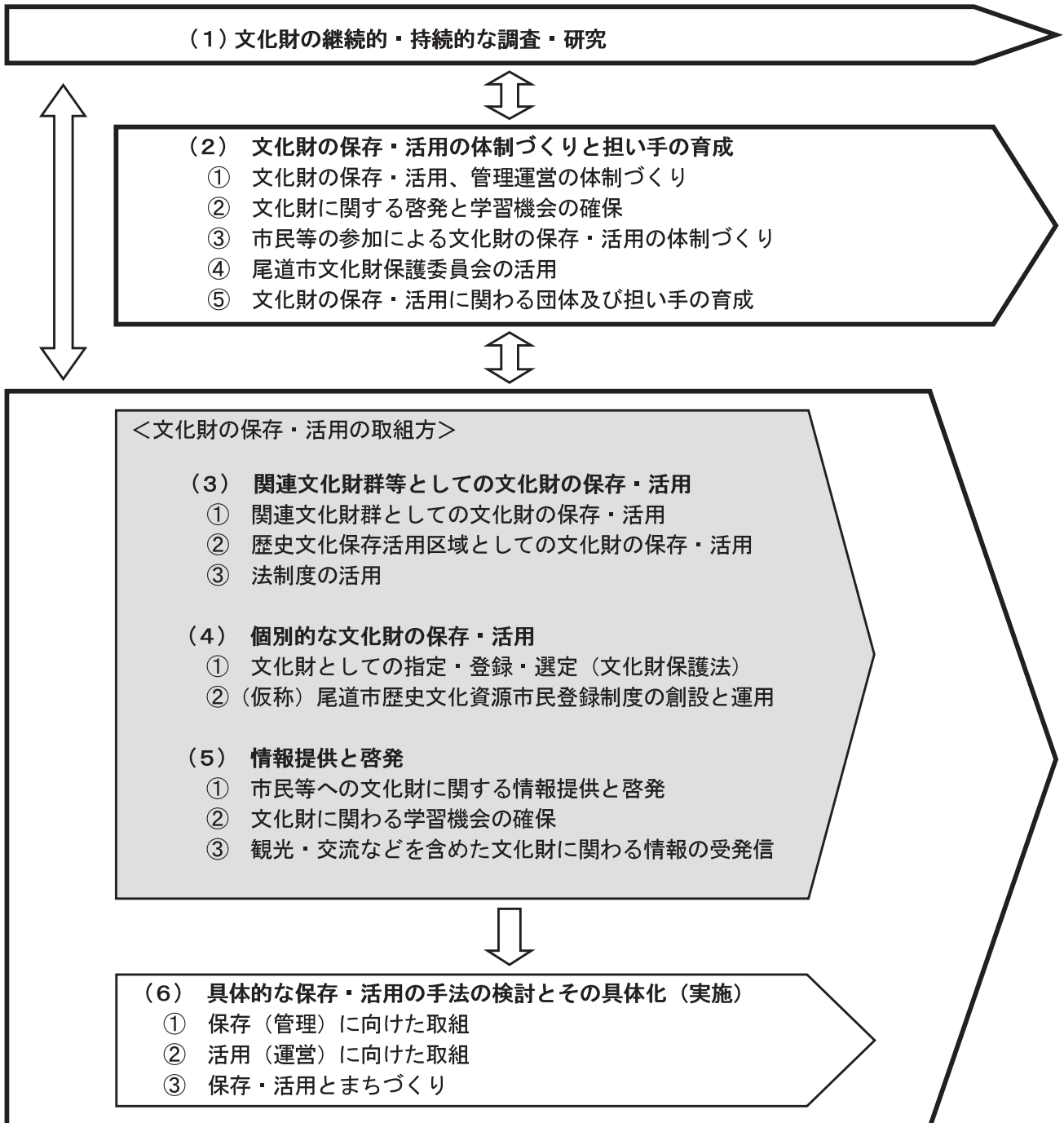


図 5-1 文化財の保存・活用にに関する取組方向のフレーム

(1) 文化財の継続的・持続的な調査・研究

現在までの文化財調査の成果や経験を踏まえ、今後においても、地元調査委員や現地調査員等による調査体制を充実・強化し、必要に応じて見直ししながら、文化財の調査の継続的・持続的な実施に努める。

また、調査と合わせて、専門家等の協力体制を確保・充実させながら、文化財研究を進める。さらに、文化財調査や研究の成果などを、広く情報提供・発信する。

(2) 文化財の保存・活用の体制づくりと担い手の育成

① 文化財の保存・活用、管理運営の体制づくり

本構想で取り上げている関連文化財群や歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用は、これまでの文化財保護行政の枠を超えるものである。

このため、そうした視点を持ちながら、文化財の保存・活用策を検討したり、具体化に向けて取り組んだりする体制づくりを図る。

② 文化財に関する啓発と学習機会の確保

文化財の保存・活用に関わる人づくりの基礎的な取組としても位置づけ、文化財への関心と理解を高めていくため、子どもから高齢者まで、それぞれの関心や状況などに応じた文化財に対する啓発や学習・体験機会の確保に努める。

③ 市民等の参加による文化財の保存・活用の体制づくり

文化財とは未指定等文化財を含むものであり、尾道市に存在する数多くの文化財の保存・活用には、市民等の協力と参加、協働による取組が不可欠である。

このため、文化財の調査や維持管理、指定・登録への対応、活用など、それぞれの分野における組織・団体の設立や育成・支援を行うとともに、文化財の保存・活用に関わる組織・団体が連携・交流し、協働による事業などを企画・推進する体制づくりに取り組む。

その中では、本構想で提示する（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度（第5章2を参照）を支援、推進する体制の確立を図る。

④ 尾道市文化財保護委員会の活用

尾道市文化財保護委員会は、文化財の指定・登録や保存・活用に関わる調査、審議などを行うことが主な活動内容であるが、さらに、文化財の保護などへの指導・助言など、その専門性の活用を図る。

⑤ 文化財の保存・活用に関わる団体及び担い手の育成

民俗芸能の継承や文化財の清掃及び維持管理、文化財を生かしたまちづくりなどに関わる組織・団体の立ち上げや活動の支援に取り組む。

とりわけ民俗芸能の担い手は、高齢化等で減少し、幾つかの民俗芸能については継承することが難しくなりつつある。このため、文化財保護に関わる法制度の活用を図りながら、担い手の確保・育成など無形文化財の保存・継承に努める。また、文化財を持続的に保存・活用していくため、文化財の管理者や後継者の育成に努める。

文化財の保存・活用に関わる組織・団体に関しては、市民等の参加を促進するとともに、担い手の育成支援に取り組む。

文化財愛護少年団に関しては、情報発信を行いながら、参加の促進を図るとともに、活動内容の充実に努める。

(3) 関連文化財群等としての文化財の保存・活用

① 関連文化財群としての文化財の保存・活用

関連文化財群とは、有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在する様々な文化財を、歴史的、地域的関連性等に基づいて、一定のまとまりとして設定するものであり、尾道市の文化財及び歴史文化の価値と特色を示すものでもある。

本構想では、6つの個別的なテーマ及び1つの全体的・通史的なテーマをもとに、関連文化財群を設定しており、これらを切り口として、文化財の調査・研究と価値の把握を進めながら、保存・活用に取り組む。

その中では、生涯学習や観光振興などとの連携に努めるとともに、歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

② 歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用

歴史文化保存活用区域とは、関連文化財群や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺の環境を含めて、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するものである。

したがって、関連文化財群とともに、尾道市の文化財及び歴史文化の価値と特色を示すものでもある。

本構想では、尾道市の特定の区域を6つの区域（瀬戸田地域の歴史文化保存活用区域では、その中でサブの2つの区域を設定）取り上げており、個々の文化財の価値と特色に加え、広がりや領域を持った空間的・風景的な価値と特色を合わせて示すことになる。また、歴史文化保存活用区域の全体像を示すことによって、多様性と共有性を持って、尾道市を特徴づけることにつながる。

こうしたことを踏まえ、歴史文化保存活用区域としての文化財の保存・活用や区域相互のネットワーク化、さらには歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

③ 法制度の活用

文化財の保存・活用に関する法制度としては、文化財保護法とそれに基づく施策・事業が軸となるが、景観法や歴史まちづくり法なども、深く関わってくる。

このため、関連文化財群や歴史文化保存活用区域に関しても、文化財の状況やそれが存在する場所・環境を考慮しながら、実情に合った効果的な法制度を取り入れながら、文化財の保存・活用に取り組む必要がある。

(4) 個別的な文化財の保存・活用

① 文化財としての指定・登録・選定（文化財保護法）

文化財の調査・研究の成果などによって、一定水準以上の価値が把握できたものについては、関係権利者の同意状況や保存・活用の体制等を勘案しながら、文化財保護法及び条例の規定に基づき、文化財として指定または登録を目指す。

また、（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度により申請された文化財のうち、文化的な価値の高いものについては、文化財としての指定または登録を検討する。

② （仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設と運用

指定または登録されていない文化財の保存・活用を図るため、市民による申請をもとに、専門的な組織で審査し、登録する制度の創設とその運用に取り組む。

この制度の目的や登録の基本的な条件・基準等については、次の「3 歴史文化資源に関する基本的な方向」で示す。

※より詳細な内容は、別冊の「尾道市文化財保存活用計画」を参照。

(5) 情報提供と啓発

① 市民等への文化財に関する情報提供と啓発

文化財の保存・活用を進めていくためには、文化財の所有者に加え、広く市民等の理解と協力が不可欠であり、新たな視点である関連文化財群や歴史文化保存活用区域の考え方などを含め、文化財に関する情報提供と啓発に取り組む。

② 文化財に関わる学習機会の確保

文化財に関する市民等の意識や理解を高めるためには、情報提供等と合わせて、楽しく学んだり、興味や関心を高めたりできるような体験型の学習機会を拡充させる。

③ 観光・交流などを含めた文化財に関わる情報の受発信

文化財は、学術的・教育的な価値に加え、観光や交流、さらにはまちづくりを進める資源や切り口などとしての役割も有しており、文化財の保存に留意しながら、効果的な活用と情報の受発信に努める。

(6) 具体的な保存・活用の手法の検討とその具体化

文化財の保存・活用やまちづくりに関する手法等を、概略的に整理すると次頁のようになる。

こうした手法等を踏まえながら、必要性や緊急性、波及効果、体制などを総合的に検討し、優先順位を設定し、計画的・段階的に具体化を図る。

① 主として文化財の保存に向けた取組

主として文化財の保存に向けた手法としては、文化財の指定や登録制度の運用、（仮称）尾道市歴史文化資源登録制度の運用、保存施設や防災施設の整備、伝統的技術の継承などの技術的措置などがある。

こうした手法とそれに関わる法制度や、尾道市の文化財の現状と特性を踏まえ、優先順位を検討しながら、文化財の保存に向けた取組を計画的に進める。

② 主として文化財の活用に向けた取組

主として文化財の活用に向けた手法としては、史跡等の公開及び情報伝達・提供、文化施設や周辺環境の整備など諸施設の整備・充実と有効活用、催し等の立案・宣伝・運営などがある。

こうした手法とそれに関わる法制度や、尾道市の文化財の現状と特性を踏まえ、優先順位を検討しながら、文化財の活用に向けた取組を計画的に進める。

③ 文化財の保存・活用とまちづくり

周辺環境を含めた区域としての文化財の保存・活用の手法として、歴史まちづくり法による歴史的風致維持向上計画の策定と認定、及びそれに基づいた法律上の特例措置や事業による支援、建築物等の規制・誘導がある。

こうした手法を該当する区域で取り入れ、計画区域として文化財の保存・活用、さらには歴史文化を生かしたまちづくりを進める。

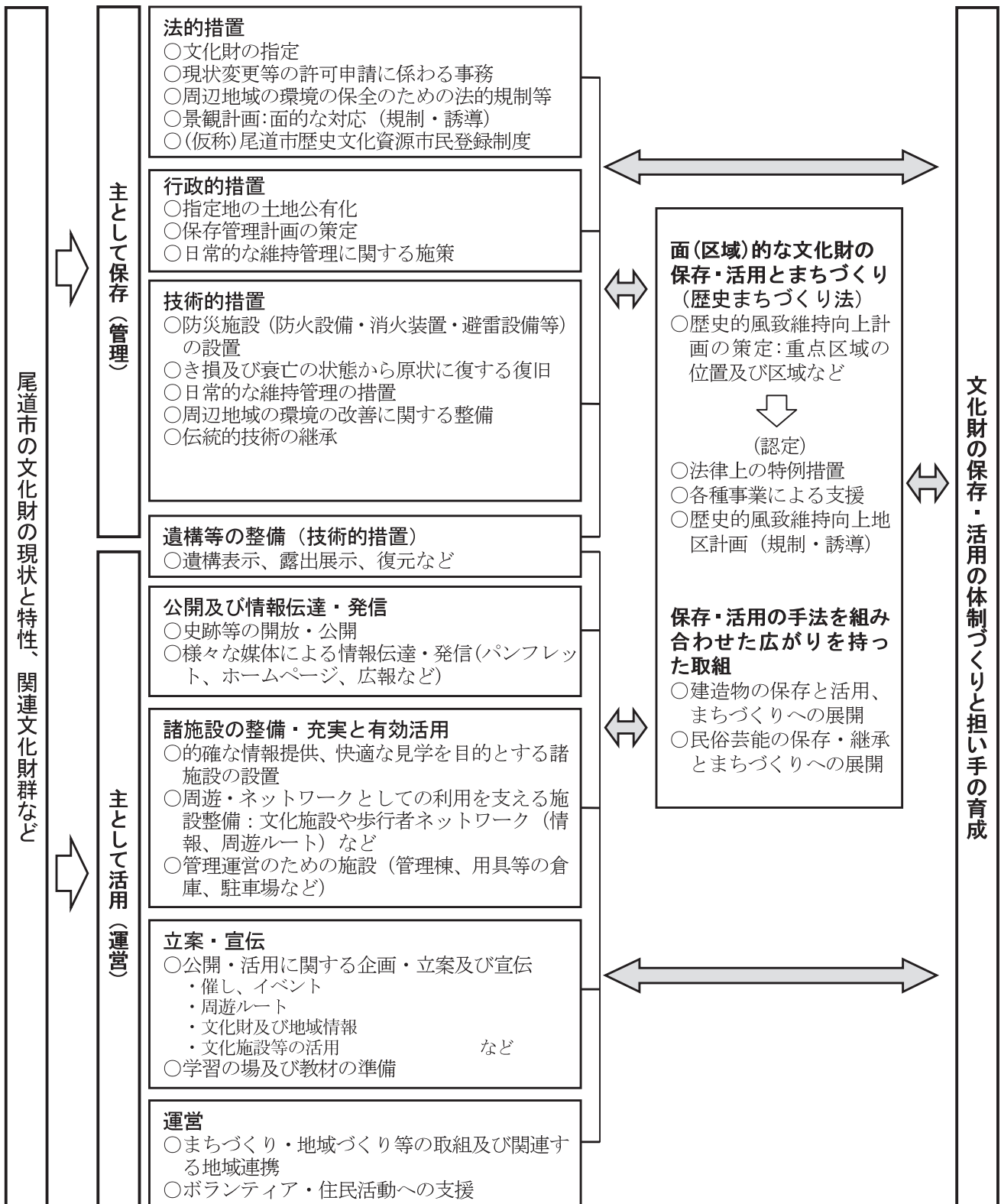


図 5-2 文化財の保存・活用の手法とその具体化

2 歴史文化資源に関する基本的な方向

文化財とは、指定などの措置がとられているか否かにかかわらず、歴史上または芸術上など価値が高い、あるいは人々の生活の理解のために必要なすべての文化的所産を指すことになる（「文化審議会文化財分科会企画調査会・報告書 平成19年10月30日」）。

しかし、一般的には指定または登録された文化財という意識が強いと考えられ、未指定等の文化財については、その存在や価値、意義が埋もれていたり、共有されていなかったりする場合が多いといえる。

一方で、未指定等の文化財の中でも、市民等が愛着や尾道らしさを感じるもの・ことが多数あることも事実といえる。

したがって、指定または登録されていない文化財も、地域の歴史や文化を伝える貴重な資源であることを再認識し、市民自らがそれらを大切にし、生かし、次代に伝えることが必要であると考えられる。

このため、市民に対し、文化財（広義の文化財：歴史文化資源）に関する様々な情報や学ぶ機会を提供するとともに、文化財の指定や登録などと合わせて、市民の視点で地域の文化的な宝を（再）発見し、価値や魅力を引き出す取組も求められる。

こうした取組を支える制度として、（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設を図る。

この制度は、「日常生活の中で市民が身近に感じるあるいは誇りに思う歴史文化資源」や「観光客・来訪者に周知したい歴史文化資源」といった視点から、市民が文化財を見だし、登録を申請し、尾道市等が審査のもとに登録し、情報の公開と発信を行うものである。さらに、市民参加と協働で歴史文化資源を大切にし、生かしていくことを目指すものである。→詳しくは、別冊の「尾道市文化財保存活用計画」を参照

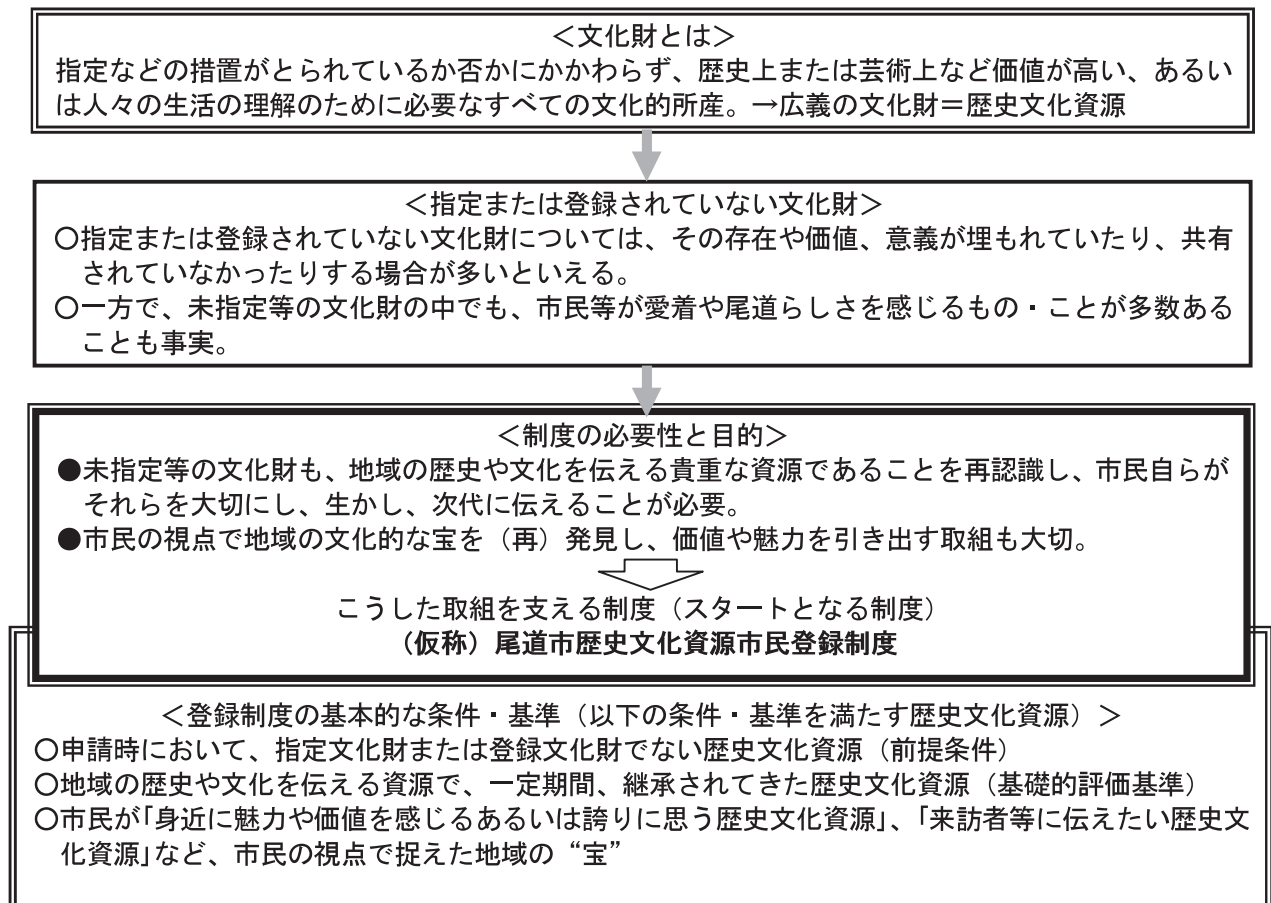


図 5-3 （仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の背景と目的

3 文化財保存活用計画に関する基本的な方向

(1) 文化財保存活用計画の必要性と役割

「歴史文化基本構想」は、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想」である。

実際に文化財の保存・活用を行っていくためには、別により詳細な計画である「文化財保存活用計画」が求められる。

つまり、「文化財保存活用計画」は、「歴史文化基本構想」を具体化していくため、事業等の内容や手法、実施時期等を明らかにし、道筋をつけていく役割を担うものである。

(2) 文化財保存活用計画に盛り込む内容

文化財保存活用計画においては、歴史文化基本構想の具体化の視点から、次に示す内容を盛り込むこととする。

■保存活用計画の基本方針

- 文化財の調査に関する基本方針
- 文化財の修理に関する基本方針
- 文化財の防災に関する基本方針
- 文化財の継承の仕組みに関する基本方針
- 文化財の活用に関する基本方針
- 関連文化財群等の保存・活用に関する基本方針

■関連文化財群の保存・活用の取組内容

■文化財の保存・活用を推進する事業

※前記の「保存活用計画の基本方針」を踏まえ、各分野に関わる事業を設定

■（仮称）尾道市歴史文化資源市民登録制度の創設と運用

■文化財保存活用計画の事業推進体制

■文化財保存活用計画に関わる事業の展開と進行管理

本報告書は、文化庁の委託業務として、尾道市が実施した文化財総合的把握モデル事業の成果を取りまとめたものです。

従って、本報告書の複製、転載、引用等には文化庁の承認手続きが必要です。

尾道市歴史文化基本構想

発行／尾道市

編集／尾道市教育委員会文化振興課

〒722-8501

広島県尾道市久保一丁目 15 番 1 号

Tel:0848-25-7367 FAX:0848-37-2740

E-mail:bunkazai@city.onomichi.hiroshima.jp